

○財務省告示第二百一十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十七年五月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年六月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第三百五十二回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に関する  
法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 入札発競争

ハ 札発競争

ロ 非競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

ハ 札発競争

価格を募入額により加重平均し  
て得られるものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び  
格競争入札と同時に行われる入  
札であつて、財務大臣が各国債  
市場で特別参加者ごとに発行（以  
下「国債市場特別参加者・第 I  
非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を順次割り  
も申込みのそのうち応募額を順次  
当てる。○  
各申込みの応募額を案分により  
割り当てて、○  
各債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。○

六

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

額面金額で二兆二千八百六十億  
円、うち財政法第四十一条の規  
定に基づき発行した利付国債に  
ついで、は、金額で六百六十  
六億千六百圓、財務省の公  
債発行の特別規定に基づき発行  
二条第一項の規定に基づき発行





十 十  
九 八

払 者 入  
込 者 札  
期 者 参  
日 者 加

平 財  
成 務  
二 大  
十 臣  
七 か  
年 ら  
五 通  
月 知  
十 を  
五 受  
日 け  
た  
者